

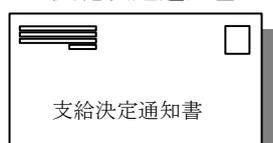
労災保険の支払を受ける皆様へ

労災保険給付等の振込通知書が 変わりました

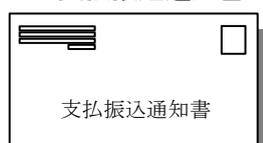
皆様への保険給付等の口座振込に当たっては、従来、管轄の労働基準監督署（一部の保険給付等は都道府県労働局）において手続を行っておりましたが、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、平成23年5月からは、厚生労働本省において手続を行うことになりました。

これに伴い、現在、保険給付等の支払の際に労働基準監督署から皆様へ送付しておりました「支給決定・支払振込通知書」の「はがき」が変更され、労働基準監督署からは「支給決定通知書」を、厚生労働本省からは「支払振込通知書」をそれぞれ、請求書に記載された住所へ送付することになります。

①労働基準監督署より
支給決定通知書



②厚生労働本省より
支払振込通知書



請求書ご記載のご住所



「支給決定通知書」とは・・・ 労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。

「支払振込通知書」とは・・・ 保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

詳細については徳島労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

徳島労働局労災補償課